



<特集>

市町村屋外広告物条例の規制基準検討ハンドブックのご紹介

【はじめに】

私たちが生活するまちには、はり紙・はり札や野立広告など様々な屋外広告物が設置されています。これらの屋外広告物は、私たちの身近な情報源であるとともに、まちに賑わいや活力をもたらしてくれます。

しかし、屋外広告物が秩序無く表示されると、まちの景観に影響を与えることや、思わぬアクシデントが発生することがあります。

本県では、屋外広告物が適正に表示されるよう、「茨城県屋外広告物条例」により、必要な規制を行っています。

【屋外広告物とは】

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、個人や法人の名称、商品名などの文字表示から、標識やシンボルマークなどの記号表示まで、その内容が営利を目的とするか否かにかかわらず含まれます。

屋外広告物を表示する際は、原則として条例に基づく許可が必要です。



【まちで見かける屋外広告物の例】

【本ハンドブックの作成について】

平成 16 年の屋外広告物法一部改正により、景観行政団体となった市町村は、独自の屋外広告物条例を制定できることになりました。

そこで、本県では、県内の市町村が景観行政団体として屋外広告物条例を制定する際に、その規制基準を検討するための資料として、本ハンドブックを作成したものです。

【市町村が屋外広告物条例を制定する効果は？】

現在の茨城県屋外広告物条例による規制基準は、都市計画の用途地域や道路沿道といった要素により定められています。

こうした考え方は、いずれの地域においても公平である反面、まちの個性や特徴的な景観資源を考慮したものではないことから、とすれば画一的な規制を推し進めることにもなっています。

そこで、市町村が独自の屋外広告物条例を制定することで、地域の実情に即したより効果的な規制を行うことができます。

現行：県の条例による規制

- ・用途区域 は禁止地域
- ・道路沿道 mは禁止地域
- ・ は禁止物件
- ・ 広告物の高さは mまで
- ・ 広告物の面積は m²まで
- …等

各 地 域 共 通
画 一 的 な 規 制

市町村が条例を 制定すると…

今後：市町村の条例による規制

- ・ 地区は高さ mまで
- ・ 集落内は広告物禁止
- ・ 山付近は面積 m²まで
- ・ 地区は面積制限なし
- …等

地 域 の
個 性 に
マ ッ チ
し た 規 制



【本書の内容】

【規制の検討例：適用のモデルスタディ】

序．屋外広告物の景観上の役割と規制の必要性等
 景観における屋外広告物の役割と、屋外広告物の規制の必要性等について整理します。

本書を活用することにより、次のような屋外広告物の規制内容をイメージすることができます。

1．茨城県の地域特性と景観特性

茨城県の地域特性と景観特性について整理します。

2．屋外広告物規制についての資料調査

茨城県の屋外広告物の規制の現状や、他県等における先進的、特徴的な屋外広告物の状況等を調査、整理し、課題をまとめます。

3．屋外広告物の現状把握

本県内における屋外広告物の表示状況や傾向、特性を次の区分に従って調査し、現行の屋外広告物規制基準の適合状況や課題等を把握、分析します。

自然的、社会的環境等を考慮した景観特性による分類

都市計画の用途地域や沿道における状況等による分類

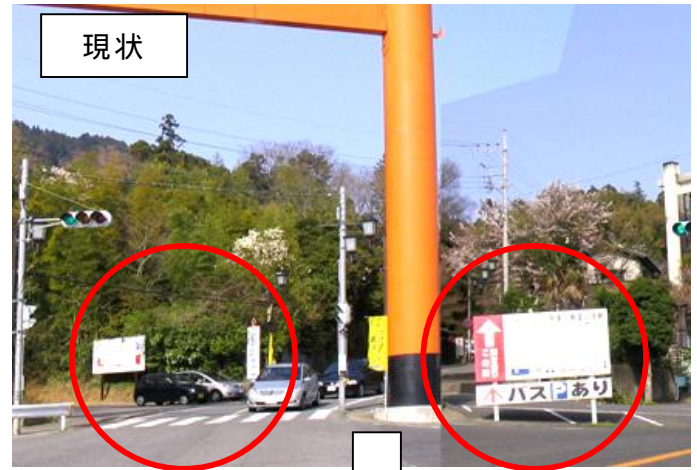
屋外広告物の種類による分類（野立広告、自家広告物、その他（新形態の広告物等））

4．具体の規制内容の検討

屋外広告物の規制基準について、基本的な考え方やポイントを検討するとともに、地域特性や表示場所等に応じた屋外広告物の規制基準について、図等を使って例示します。

5．屋外広告物行政の施策の展開

以上を踏まえて、地域特性による屋外広告物施策推進イメージと、良好な広告景観形成のための啓発・誘導方策について整理します。

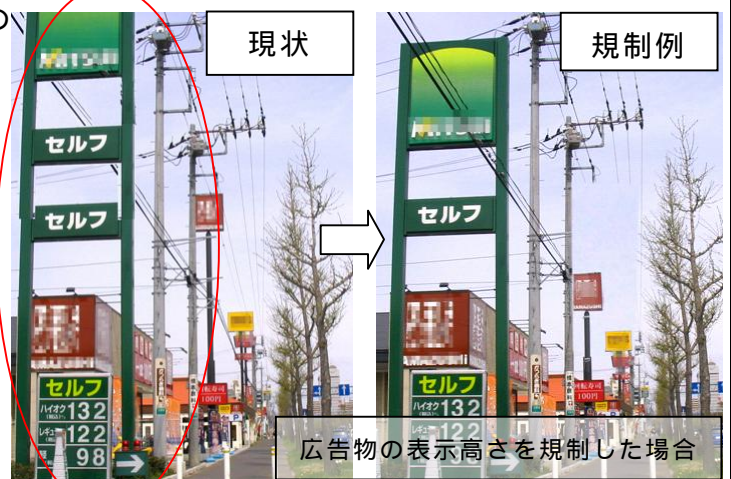


現状



規制例

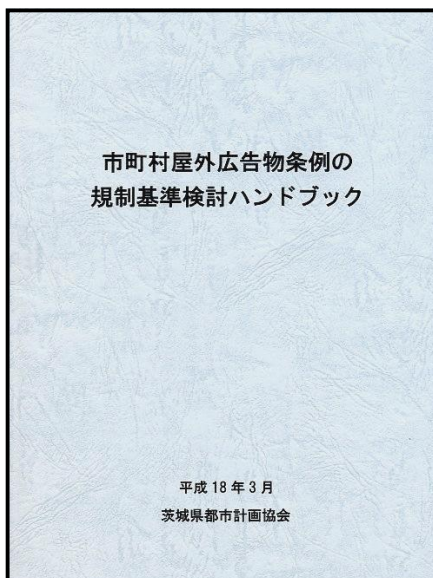
広告物の色彩や形態等を規制した場合



現状

規制例

広告物の表示高さを規制した場合



市町村屋外広告物条例の
 規制基準検討ハンドブック

平成18年3月
 茨城県都市計画協会

【ハンドブック表紙】

問い合わせ先

茨城県土木部都市計画課都市行政 G

TEL 029-301-4579